

氏名 _____ 殿

区 分		①	②	③
所得金額	所得 ①	円	円	増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥		円	
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
	所得 ⑨			
所得金額から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑩			増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	小規模企業共済等掛金控除 ⑪			
	生命保険料控除 ⑫			
	地震保険料控除 ⑬			
	寡婦・寡夫、勤労学生、障害者控除 ⑭			
	配偶者(特別)控除 ⑮			
	扶養控除 ⑯			
	基礎控除 ⑰			
	⑩ から ⑰ までの計 ⑱			
	医療費(特例)控除 ⑲			
課税される所得金額 (⑱の金額を⑥、⑦、⑧、⑨から順に控除)	総所得 ⑳			増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	所得 ㉑			
	所得 ㉒			
	所得 ㉓			
算出税額	㉑ に対する税額 ㉔			増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	㉒ に対する税額 ㉕			
	㉓ に対する税額 ㉖			
	計 ㉗			
所得税額から差し引かれる金額	控除 ㉘			増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	控除 ㉙			
	控除 ㉚			
差引所得税額 (㉗ - ㉘ - ㉙ - ㉚)		㉛		増減 (△印) 差額 (B) - (A)
(引ききれないときは0)				
災害減免額 ㉜				
		㉝		
再差引所得税額 (基準所得税額) (㉛ - ㉜ - ㉝)		㉞		
復興特別所得税額 (㉞ × 2.1%) ㉟				
所得税及び復興特別所得税の額 (㉞ + ㉟) ㊱				
外国税額控除 ㊲				
		㊳		
源泉徴収税額 ㊴				
申告納税額 (㊱ - ㊲ - ㊳ - ㊴)		㊵	円	
予定納税額	第 1 期 ㊶			増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	第 2 期 ㊷			
確定納税額 (㊵ - ㊶ - ㊷)	納付すべき税額 ㊸			増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	還付金の額に相当する税額 ㊹			
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額 ㊺			増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	減少する所得税額に係る還付加算金 ㊻			
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊸ - ㊹ - ㊺ + ㊻)		㊼		
#NAME? 申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊽	円	円	増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	加算税の割合 ㊾	%	%	
	加算税の額 (㊽ × ㊾)	円	円	
重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊿			増減 (△印) 差額 (B) - (A)
	加算税の割合 ①	%	%	
	加重分の加算税の割合 ②			
	加算税の額 (② × (① + ②)) ③	円	円	
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ④				増減 (△印) 差額 (B) - (A)
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ⑤				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ⑥				

特農
青・白